

○大野市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
大野市暮らし住まいづくり支援事業	補助	○中古住宅の取得及びリフォーム補助 移住者、子育て・新婚世帯、共同住宅の居住者、進出企業の従業員で市内に転入した方に対し、中古住宅の取得及びリフォーム費用の一部を補助 【補助金額】 ・取得に要した費用の1/3 （居住誘導区域内：上限額60万円、区域外：上限額30万円） ※安心R住宅を購入した場合に加算 （居住誘導区域内：上限額60万円、区域外：上限額30万円） ※居住誘導区域内で子ども2人以上の世帯が中古住宅を購入した場合に加算 （居住誘導区域内：30万円） ・50万円以上のリフォーム工事費用の1/3 （居住誘導区域内：上限額60万円、区域外：上限額30万円） ○所有者による空き家のリフォーム工事 【補助金額】 ・50万円以上のリフォーム工事費用の1/3 （居住誘導区域内：上限額60万円、区域外：上限額30万円） ○3世代同居を始めるために既存住宅をリフォームする場合 【補助金額】 ・50万円以上のリフォーム工事費用の1/3 （居住誘導区域内：上限額60万円、区域外：上限額30万円） ○居住誘導区域内での旧耐震住宅の建替えに伴う解体工事 【補助金額】 ・50万円以上の住宅解体工事費用の1/3 （居住誘導区域内：上限額30万円） ※工事の施工は市内業者施行に限る ※対象となる中古住宅・既存住宅が耐震基準を満たさない場合は耐震診断を行い、耐震補強プランを作成 ※リフォームは省エネ要件を満たす工事を同時に行う	交通住宅まちづくり課 0779-64-4815
大野市都市景観形成建築物等整備事業	補助	大野市景観条例に基づく景観形成地区内に立地する建築物等の外観工事費の一部を補助 【補助金額】 外観工事費の6/10(上限額300万円(角地は400万円))	
大野市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 1万円	
大野市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助(施工業者は市内業者に限る)	
耐震改修工事(住宅全体)	補助	改修後の上部構造評点が1.0以上(もしくは0.7以上)となるもの 【補助金額】 最大175万円(工事費の100%以内)	
耐震改修部分補強工事(特定居室)	補助	改修後の特定居室周辺の範囲における上部構造評点が1.5以上となるもの 【補助金額】 最大175万円(工事費の100%以内)	
耐震シェルターの設置	補助	公的機関により安全性の評価を受けたもの 【補助金額】 最大175万円(設置費の100%以内)	
大野市伝統的な古民家の耐震改修促進事業	補助	伝統的な古民家について、改修後の上部構造評点が1.0以上(もしくは0.7以上)となるもの 【補助金額】 最大237.5万円(工事費の100%以内)	
大野市吹付けアスベスト調査事業	補助	分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用に対する補助(上限額1棟あたり25万円)	
大野市ブロック塀等除却事業	補助	避難路沿いのブロック塀の除却費用の1/2またはブロック塀などの面積(㎡)に4,000円をかけた額のいずれか少ない額(限度額10万円)(施工業者は市内業者に限る)	
大野市老朽危険空き家等除却支援事業	補助	老朽危険空き家等の解体撤去費用の1/3とし、上限額は以下のとおり ・老朽危険空き家の解体撤去 50万円(加算要件に該当で100万円) ・準老朽危険空き家の解体撤去 30万円(加算要件に該当で60万円)	防災防犯課 0779-64-4800
浄化槽設置整備事業	補助	公共下水道事業認可区域外または農業集落排水事業区域外の区域で合併処理浄化槽を設置する場合に、設置した浄化槽の人槽に応じて設置費用の一部を補助。また、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する場合、単独処理浄化槽等の撤去費及び宅内配管工事費等の一部を補助。	
大野市水洗便所等改造資金利子補給事業	利子補給	供用開始日から3年以内に下水道へ接続された方、または、合併処理浄化槽を設置された方で、取扱金融機関で改造資金を借入れた場合は利子を補助(借入金の上限額200万円)	上下水道課 0779-65-7670
合併浄化槽から下水道への切替補助事業	補助	供用開始日から3年以内の区域において、浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けずに整備した合併処理浄化槽を使用している住宅について、合併処理浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合に工事費の一部を補助(上限額20万円)	
公共下水道ご近所接続奨励金	補助	同一行政区内や直線距離で概ね200m以内にある単独処理浄化槽やくみ取便所使用の住宅等で2棟以上のグループを作り、大野市内に営業所のある同一の指定工事店の施工により公共下水道に接続した場合、グループ内の棟数に応じて奨励金を交付(1棟あたり3～10万円)	

(次頁へ続く)

○大野市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
居宅介護住宅改修事業 (介護保険事業)	保険給付	在宅で生活する要支援・要介護認定者が自立しやすい生活環境を整えるため住宅改修費用の7割から9割を支給 (対象者)要支援・要介護認定者 (対象となる改修内容) 手すりの取付け、段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への便器の取替え (補助金の額) 改修費用から自己負担分1割(一定以上の所得がある人は2割または3割)を除いた額(改修費用の上限額20万円)	
大野市要介護高齢者 住宅改修費助成事業	補助	在宅で生活する要介護認定者の住宅を改造する場合に工事費の7割から9割を助成 (対象者)要介護3～5に認定された人、または、要介護1～2に認定された人で次のア～エのいずれかに該当する人 ア 車いすを利用する人 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢が不自由な人 ウ 障害高齢者の日常生活自立度が要件に該当する人 エ 認知症高齢者の日常生活自立度が要件に該当する人 (対象となる改造内容) ・住宅内、玄関から一般道路までの通路の拡幅等 ・身体状況に適した洗面台、流し台、ガス台への取替え ・階段昇降機の設置 ・段差解消機の設置 など(介護保険で行う住宅改修の対象は除く) 【補助金額】 工事費の7割から9割(補助金額の上限額80万円)	健康長寿課 0779-65-7333
大野市重度身体障害者 住宅改修助成事業	補助	視覚障害者又は肢体不自由者に対してスロープ、手すり、段差解消などの住宅改修の工事費の一部を助成 (対象者)在宅で重度の視覚や肢体不自由の身体障害者手帳所持者 【補助金額】 工事費の8/10(上限額60万円または80万円)	
大野市日常生活用具給付事業 (居宅生活動作補助用具)	補助	本事業の一つとして、対象者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を行う場合に助成を行う (対象者) 1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者 2 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のある者 (補助金の額) 最大20万円(課税世帯は、1割負担。非課税世帯は全額公費負担。)	福祉課 0779-64-5142

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。